平成27年2月13日制定

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校いじめ防止対策基本計画第5に基づきいじめ防止対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、いじめ問題の重要性に鑑み、佐世保工業高等専門学校における人権教育 を推進し、いじめ防止の対策を講ずることを目的とする。

(審議事項)

- 第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号にあげる事項を審議する。
  - ー いじめ防止プログラムに関すること。
  - 二 いじめの早期発見・事案対処マニュアルに関すること。
  - 三 学校いじめ防止基本計画に基づく取り組みに関すること。

(組織)

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。なお第十二号には、外部の専門 家を含むものとする。
  - 一 校長
  - 二 教務主事
  - 三 学生主事
  - 四 寮務主事
  - 五 専攻科長
  - 六 各学科長及び基幹教育科長
  - 七 情報処理センター長
  - 八 学生相談室長
  - 九 学級担任
  - 十 第9条第4項に規定する調査部会長
  - 十一 事務部長
  - 十二 校長が特に必要と認めた者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員長補佐)

第7条 委員会に委員長補佐を置き、第4条第二号、第三号及び第四号の委員のうち校長

が指名した者をもって充てる。

- 2 委員長補佐は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (委員以外の者の出席)
- 第8条 委員会が必要と認められたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(調査部会)

- 第9条 委員会に調査部会を置く。
- 2 調査部会は、次の各号に揚げる事項の調査等を行う。
  - 一 委員会から付託された事項の調査検討及び実施
  - 二 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に掲げるいじめ の重大事態が発生した場合の事実関係の調査
- 3 調査部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - 一 第7条第1項の委員長補佐
  - 二 教務主事補、学生主事補及び寮務主事補のうち、校長が任命した者各1名
  - 三 情報処理センター員のうち、校長が任命した者
  - 四 学生相談室長
  - 五 カウンセラー
  - 六 学生課長
- 4 調査部会に調査部会長を置く。
- 5 調査部会長は、前条第2項第二号の委員の互選により決定する。
- 6 調査部会が必要と認めたときは、調査部会以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

附則

この規程は、平成27年2月13日から施行する。

附 則(令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年7月2日から施行する。